

衆議院第十三回国会大蔵委員会議録

昭和二十七年四月二日(水曜日)

出席委員

辞任につき、その補欠として川野芳満君及び北村徳太郎君が議長の指名で委員に選任された。

○深澤委員　日本国とアメリカ合衆国
を許可いたします。深澤義守君。

いのは、この使用に供するために、土地の耕作を禁止し、あるいは使用しておつたものを取上げる、あるいは建物

なると思うのですが、従いましてこの問題につきましては慎重考慮する要がござりまするし、政府部内にお

理事奥村又十郎君 理事小山 長規君

五九号) 国有財産特別措置法案(内閣提出第

政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律について、特調の長岡管

らを無償で合衆国軍隊に提供するといふことになりますが、その場合でもござります。いずれ成案を得まし

淺香	忠雄君	大上	司君
門脇勝太郎君	吉米地英俊君	島村	一郎君
武藤	嘉一君	三宅	則義君
早稻田柳右二郎君	宮腰	喜助君	松尾トシ子君
高田	富之君	深澤	義守君
久保田鶴松君	中野	四郎君	
出席政府委員			
总理府事務官			

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案（内閣提出第一三三号）

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律案（内閣提出第一三三号）

借りて使用といふ形で借り受けられるのであります。これに対して日本の関係農民は、その補償料等の問題に

管理部長から説明を願いたいと思いま
す。
従来飛行場の敷地であつたものが、農
地改革によりまして開拓地に指定され

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保証條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案(内閣提出第一三五号) ○佐藤委員長 これより会議を開きます。

○長岡政府委員 お答え申し上げます。從来国有地の上にそういう権利を持つておられた人につきましては、この法律によつて国有地が無償でアメリカ側に提供されるということになります。場合によっては、これは相当の補償になります。現在耕作をしておる。ところが先般敵軍と接するから、今年中にその土地を取上げなければならぬから、

委員外の出席者、
國有財産特別指揮官案

をしなければならぬものと考えております。これは國有地の問題ばかりでない事で、日本のお警察を通じて立入が禁止の今後耕作をしてはならないといふこと

大蔵事務官(管)
財局総務課長
小林 英一君

大蔵事務官
（管財局）国有財
松永 勇君

の問題は、従来はすでに御承知の通り
の警察がアメリカ軍の直接的な指導に
のてあり、この間の事件は、この間の事
ことが考へられるのでござります。こ

商第一
通商産業省
企画局
官民
失業告白

に、借り上げて使用するという形をとつておりますが、條約が発効いたしまつて立札を立てるということはわれわれは了解できない。少くとも行政

業第一課長、北洋銀行副頭取、金原第
專門員、椎木文也君

した後に起きましては、あるいは先般
協定が成立している以上は、いわゆる
「請作業班」というようなものによつて
手作業で工事を行なうとしている。

専門員 黒田 久太君
間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に關する

で、これが処置されなければならぬ性
格に基きます安全保障という観点か

四月二日
委員塙田十一郎君及び荒木萬壽夫君
する法律案の四法案を一括議題といた
しまして、前会に引き続き質疑を継続い

ら考へまして、日本政府の義務、権利のものであるといふに考へておるのであります。その点はどうも

われ／＼は納得ができないし、農民諸君もこれは納得することができないのあります。アメリカの軍が直接日本の警察を通じて、立入り禁止の立札を立てさせること、いうようなことは、これはたして適法であるかどうかということです。ですが、その点についてひとつ長岡さんの御意見を拝聴したい。

○長岡政府委員 実は旧軍用地を接收いたします場合に、もとはいわゆるPと称します要求書を全然出さずにおつたのでござりますが、二十四年かと覚えておりますが、国有地につきましても、いわゆる旧軍用地につきましてもP.D.を出すということにならまして、P.D.は一応さかのぼつて出ておられます。その際に軍側といたしましては、従来、旧軍用地は占領地である、従つてその土地は補償で使うといふ主張をいたして参りまして、ただいま御指摘に相なりました相模原の土地以外の土地につきましても、この問題が起つていいのであります。われ／＼といしましては、少くとも日本政府が関與いたしました、開拓地としてそこに割当を行ひ、農業をさせておるといつたようなものにつきましては、補償をいたさなければならぬと考えております。これは実はその権利關係が、開拓いたしました場合でも、いろ／＼再分割をいたしまして、所有權の關係等が非常に複雑になつておるものもござりますので、解決に非常に手間取るのでござりますけれども、何らかの形でこれは補償する必要があるかように考えて措置いたしておる次第でござります。

きたいことは、徒々借上げによつて補償をいたしておりますが、その補償の基準はもちろん山林、原野、耕作地等によつて違いましようが、その借上げの基準というものが何かおありになつて、おやりになつておるのか。もしあるとすればその基準は一坪幾ら／＼あるいは一反歩幾ら／＼というようないまがおありになるのか。それをひとつお聞かせを願いたい。

○長岡政府委員　ただいま何とかの方法ということを申し上げましたので、はなはだ漠然といたしておりましたが、実はさような場合におきましては、接收の際に——普通イニシアル・ポストと申しておりますが、それで移転料とか隣作、立毛料のようなものをおこれまで拂つております。その措置によつて拂いたいということをわれ／＼が申しましたときに、所によりますと、従来が占領地であるから民有地であること認めないのであります。民有地であるならば、ただいま申し上げましたような措置が講ぜられるのであります。が申しましたときには、軍の承認がなければできませんので、いろいろ軍と折衝を重ねるのでございますが、もしこれがどうしてもいかぬということに相なりまするならば、先ほども申し上げました通りに、日本政府で割当をし農地として開拓をしておるのでござりますから、日本内閣においては、いわゆる政府と所有者との間の権利関係に基いて補償の要があると思います。これにつきましては、今申し上げましたイニシアル・ボスト以外の方法で、交拂いを考究しな

ければならぬと考えておる次第でございます。それで從来幾度いたしましたときには、御承知の通りに收用ではございませんので、民有地につきましては借り上げるという措置をとつておりますので、従いましていわゆるその土地の代価といふものは拂つておりますません。民有地につきましては借上料といたしておりますが、実は本日どうやら御質問があるかわからなかつたものでござりますから、その規定を持つております。これは開議決定に基きまして措置いたしておりますが、実は本日どうやらございませんが、基準を定めて支拂いをしておる次第でござります。

○深澤委員 先般の參議院のたしかに予算委員会からで、平川農地局長が大体補償の基準にあるべき数字を答弁されております。それが新聞紙上に伝えられておるのであります。が、平川農地局長は予備作業班の委員でもあります關係上、われくは大体あいの基準によつて補償せられるであろうといふ期待を持つたのであります。が、平川農地局長の発表せられたあの基準は、あれが法案の骨子になるのかどうか。あれはただ平川農地局長個人の希望的な意見なのが。その点をお伺いしたい。

○長岡政府委員 平川農地局長の御発言につきまして、どういうおつもりであるかと、ということを、私からかれこれ申し上げることは差控えたいと思ひます。が、おそらく平川局長も、なるべく有利に補償することにいたしたいと申しますことは差控えたいと思ひます。が、おぞらく平川局長も、なるべく有利に補償することにいたした上で借りりますなり。貸すことにしていただいでのございります。これは予算との関係上、財政の関係もございますので慎重にお打合せ者究いたしました上のございませんと、平川農地局長の申された通りすぐ行われるかどうかといふことにつきましては、まだ私見当がつかぬでいる次第でござります。

○深澤委員 それからもう一つお伺いしたいのは、最近日本各地に警察予備隊の施設が行われておる関係上、まことにあります。特に富士山麓のこときにましましては、従来の占領軍の借上げ地の内部に警察予備隊の演習場を設けます。そうしてそれを共用するといふうな、先般江口次長から答弁をいたが

いたのであります。この警察予備隊の演習地あるいはその他の施設のための土地を必要とする場合においては、やはりこれは駐留軍関係の必要な土地であり、あるいは必要な施設であると、いつてお伺いしたい。

○長岡政府委員 予備隊の関係につきましては、実は特調は全然これまで関係いたしておりません。しこうして事実從来進駐軍の接收いたしております

土地につきまして、便宜予備隊の演習が行われたということはあるかと存じまするが、この予備隊の土地の接收の問題については、遺憾ながら私から御答弁申し上げる資料を持ち合せません。

○深澤委員 それからこの法案には今直接關係がございませんが、先般私は富士山麓の梨ヶ原に参つたのであります。

御承知のように富士山麓の山梨県下では、二万四千町歩の山林あるいは開拓地が借り上げられておるのであります。

ところが末端の開拓農協あるいは増反組合等に対しましては、この借上料が——すでに使用開始後数年を経過いたしまして、しかも今度は講和によつて切りかえられようとする今日の段階において、いまだに借上料が支拂われていないといふ事実があるのであります。

そこで私が最後に長岡さんにお伺いしたいのは、その補償の基準に基く法律は、今国会に提出して国会の承認を求めるという段取りになるのかどうか。その点の見通しをひとつお伺いしたい。

○長岡政府委員 この問題は取扱きま

す必要もござりますし、どういうふうなことになるのかといふ点を與える関係もござりまするので、われくは

今議会に提出する運びになりますように手続を運びまして、上司の決裁を得た

を支拂わぬわけはないのであります。ただいま御指摘になりました点は、この席上で私はつきりいたしておきましたので、あるいはよくあることであつた。

○長岡政府委員 予備隊の関係につきましては、同じような損害を受ける

場合があるのでござります。あるいは御指摘の点は、そうした関係から

まだに拂われていないのではないか。かように察するのでございますが、これは事実関係はよく取調べてみたいと思ひます。

○深澤委員 そういたしますと、借り上げられた土地とその附近が事实上は立入り禁止がされ、そうして演習場に近いのでありますから、耕作もできない

ことは、いまだに借上料が拂われていな

いといふような事実があるのであります。しかも耕作もこれは禁止されています。

従つて、これはその事実関係があるは明確になつてないのかもし

れませんが、これはいづれ特別調達庁に陳情に参ると言つてゐるのでありますから、この点はひとつ十分調査を願つておきたいと思ひであります。

○長岡政府委員 相模原の問題につきましては、実は今御指摘になりま

すが、一体全国的にそういう事情になつておるのか。それとも山梨県の山麓

地帶だけがそういうふうな特別な事情か何かあつて、支拂いが遅れておるのか。その点をひとつ伺いたい。

○長岡政府委員 富士山麓の問題につきまして、もし正式に軍から接收命令が出ておりまするならば、地代その他立地のき料とか立毛料とかいつたもの

をそのまました土地の附近に

おきました。接収された土地の附近に

ますか、やや強権発動ということになつたんでは、民生の安定、今後につきましてはなはだ思わしくない、かよりに思いまする関係上、特別調達厅がただ調達厅とかわりました以上は、どうか民意を尊重する意味合いでおきまして、たとえば合同委員会、各官庁の合議等を尊重いたしまして、かかる後に調達に当る、こういう線を堅持することが必要であると思ひまするが、長岡政府委員は今どう考えておりますか、承りたい。

○長岡政府委員 今後の調達厅がまことにどうなるかという問題につきましては、特別調達厅を調達厅として存続させることに相なつておりますが、たゞその仕事の内容につきましては、新聞紙上で御承知の通りに直接調達、間接調達の問題もござりまするので、その仕事の内容には変化が来ると存じておりますが、但し特調といいたしまして今後やります事務につきまして、ただいまお話をありました通り、各機関、各利害關係人の意思も十分尊重いたしまして、民主的な運営をとり行いたいと、かように考えております。

○三宅(國)委員 本委員会に関係あると思ひますから、この委員会でもお伺いするわけであります、この調達厅という言葉につきましては、しばく新聞紙上にも肅然といろ／＼な問題が載つておるのであります、これは軍の要請がありました関係上、急速にやらなければならぬという段階にあります、なれどいよいよ終戦直後でありますから、あるいは終戦したのでありますからして、そういうようないかがわしい問題

りますが、現在国有財産そのものになつておりますものにつきましては、大蔵省でやる。それから民有のものにつきましては、これは特別調達庁がやる。ただいましては、これは特別調達庁がやる。建物を政府が買つて、提供しなければならないような場合におきましては、特別調達庁の方でその財産を購入するということになると思ひます。そらしてこの場合におきまして、その土地なり購入した財産が国有財産という形にならぬあります。形式的にはそちらへた國有財産になつたものは、大蔵省でやるということになるかと思つております。

在としては考えておりませんが、この
地方公共団体に、いろいろな住宅難そ
の他の関係もござりますので、そんし
た特に今の被災者の方あるいは引揚者
の方あるいは生活困窮者の方のため
の、そういう施設につきましては、公
共団体にこれを無償で渡す、そうして
公共団体の費用において今後維持運営
をしていただく、こういうふうに考え
をつけておられます。

○三宅(副)委員 さらに天然資源の開発のために、国家資源を有用にいたしましたいという意味合いでおきましたが、政府といたしましては、旧軍用財産その他のものに対しましてでございましょうが、五割減額してどうとかするといふようなことを言つておりますが、これはもちろん公共性を帶びておりますから、私企業を行ひまする会社あるいは団体等になりますが、ある意味におきまして、公共団体を中心にして、いろいろに貸し與えるのでありますよ。天然資源というものはなかなか一方的にはできないことでありますから、国家並びにその他の公共団体及び私経済を營みますものとが合同でやることによつて、ますゞ發展する場合もあるわけであります。政府といふことはしましてはどうじよな方針で、今後国有財産等を譲渡しもしくは減額したことしまして、この開発に準備する用意をおられましょ。構想があらましめたならば承りたい。

民間の方につきましては、そうした一種の予約と申しましようか、たとえば電源の開発におきまして、その事業がまだ完成しない場合があると思いますが、そうした場合におきましても、あらかじめ完成したならばその土地を売ります、あるいはその家を売りますといふような予約をするということにしておけばございまして、その仕事がまだ完成しない間においては、それを無償で貸し付けるというような形にしておるわけであります。特にこうした事業につきまして、国有財産面から協力できるならば、できるだけ協力して行きたいと考えております。

れたり、あるいは不当な使用にならぬよう、十分その状況を見て参ります。ないと考えております。なおどういう事業を、たとえば水利関係としましては建設省で許可をするとか、いろいろな許可官庁の問題があるわけであります。が、よく連絡をとりまして、御指摘のようなことがないように、十分努力して参りたいと考えます。

○三宅(剛)委員 時間の関係上、もう一点だけ特別調達庁当局に伺いたいと思います。長岡政府委員からもある御説明があつたのでございますが、すべて国有財産に關係のあるもの、あるいはその内容に關係のあるものを調達いたしますのにつきましては、十分慎重なる態度をもつて臨む。こういう御説明があつたわけでありますと、その御説明通りまつ正直に受取るわけであります。しかして今後各方面からの観察によりますと、駐留軍の要請はなお連続いたしまして相当広い範囲になるものと思われますが、そのときには昨日の平田主税局長の御答弁によりますと、駐留軍は命令を下しますするけれども、実際には請負をいたします者は日本内地の請負業者であるという点を、答弁せられたのでありまするから、その内地の請負業者等については、たとえば特調が中に入りましたして、これを嚴重に指導し監督し、もしくはこれに対する意見を加へべきものであると私は考えるのであります。が、長岡政府委員はどういうふうに考えておられますか。承りたいと存じます。

○長岡政府委員 従来のやり方といたしましては、工事にいたしましても、役務にいたしましても、需品にいたしましても、軍から特調に対しても要求が

参ります。これを結構が入札によります。ただいまして、新聞紙上で伝えられております直接工事にいたしましても、需品にいたしましても、アメリカ側で直接に取扱いを受けることになります。その際には特調いたしましては、何ら開示することなく、機会はなくなるであろうと考えております。

○三宅(則)委員 それではそういうことになりますと、アメリカ自身が監督するのであって、日本の政府はこれに対して何ら関與と申しまするか、これに対しまする注意といふものがないのでしょうか。私は何かなればいいとおけば日本政府は知らぬ、こういふことでよろしゆうございましょうか。これだけは明確にお答え願いたい。

○長岡政府委員 事実といいたしましては、ただいま申し上げました通り、特調が何ら開與することはなくなると田舎者ではあります。ただいまそれがいいか悪いかという問題につきましては、私から非を申し上げることは差控えたいと存じますが、ただわれくは従来特調がいます。やつて參りましたことにつきましては、どういうつもりでどういう心がけで仕事をして来たかとということだけを申します者の間に入りまして、クッションの役目を勤めて参りました。これは言語、風俗も違いますし、やり方も違うので、いろいろ問題が起きるのであります。それでそういう関係から

軍で完全無理を言つていい場合でも、いかにも無理を言つたがごとき感じを與えないでもない。従つてそういう場合には特調が間に入りまして、日本米間の感情の疎隔等が起りませんよう努めること、われくに課せられた義務である、かように考えて、いろいろあちらでも悪者になり、こちらでも悪者になるというよう間に入りまして苦しんで参りましたが、これがすなわちわれくに課せられた任務であるという考え方で、今まで勤めて来た次第でございます。今後アメリカが直接やるということになりますならば、われくの関與する機会はなくなるであろうと考えております。

○佐藤委員長 午前中はこの程度にとどめ、午後一時半まで休憩いたしました。

第二章 通志稿初編之保存與傳播

の間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律案、並びに關稅法等の

臨時特例に関する法律案について、政府に質問を行いたいと思います。まず最初にお伺いしたいのは、本法

と国会の審議権の関係であります。先般来本会議におきますして、その他あらゆる機会において、行政協定中予算及び法律を伴うものについては国会の承認を求める旨は、しばく首相並びに関係大臣が国会において答弁したところであります。この答弁は本法津案に対する国会の修正意見を認めたものと解してよろしいかどうか。政府の所見を伺いたいのであります。

○平田政府委員 その問題は、もうすでに本会議あるいは今までの委員会等におきまする政府と国会との間の質疑応答で、明らかになつておるところではないかと思うのでござりますが、結局国内立法をすることに相なりましたわけでありますて、国内立法につきましては、国会としましては審議権がありますことは当然のことでありますので、私どもはまず修正を受けるようなことはないと思つておる次第であります。かりにありました場合におきましては、協定の変更その他の問題としまして、政治的に解決されるといふことに相なるのではないかと思います。

○小山委員 行政協定において日本政府の課税権が原則として認められたこと、ことに課税権に関する限り大幅に認められておることにつきましては、行政協定の各條文を見てよくわかるのでありますし、またこのことは大蔵当局の功績とするにやぶさかでないと私は思ふ。野党諸君がしばく治外法権的

言つておりますが、このことはまた課税権が基地に対しても及ばないというふうなことであるならば、これは課税権の面においても、治外法権のそりを免れないものと、われくはそれを非常に憂えておつたのであります。このことに関する限りは、大蔵当局の非常な努力によつて、原則としては課税権ありといふ建前で行政協定を結ばれたことについて、われくまつたく賞讃の辞を惜しまないものであります。ただその場合に、われくがいかにも解せないのは、この所得税法等の臨時特例第三條三号以下にありますところの、建設契約者の税をなぜ無税にしたのかということであります。これらの建設業者は少数の人々で構成せられるのであるからして、日本人の業者との間にも摩擦を起すことはあるまい。あるいはまたこれらの建設業者に拂われるところの費用は、アメリカの予算で支拂われるものであるからして、無税にしたということを、きのう主税局長は答弁されておるのであります。が、私は、これは答弁にならぬと思う。税法上これらの人々が少數であるという保証はどこにもない。大舉してこれらの建設業者が日本に入つて来、日本人の業者を排除して、そこで基地の建設を行い、しかも莫大な利潤を上げた場合にも、なおかつ課税ができるといふことは、これは法律上の建前からそれを阻止する規定はどこにもない。でありますから、私はこれは当然課税されども、日本政府もまた防衛分担金として、六百五十億の予算を計上しておる

のであります。従つてこれがドルで支拂われるからということ。またこれを無税にした理由にはならぬと思うのであります。従つてこれは当然課税するべきものであると私は思う。少くとも両方が半額ずつ防衛分担金として負担しておるならば、全額課税しない今までも、半額は課税すべきものではないか、最小限度折れてもそこまではやるべきではなかつたかと思ひますが、昨日述べられた答弁以外に、これを無税とする何らかの理由があつたかどうか、明確にお答えを願いたいのであります。

たとえば外資の導入等の見地からいっては、所得税の特例設けておる次第でござりますが、私どもの考え方としましては、そのような措置を講じて、日本で課税するもの一つの考え方であるとかということでも、実はそういう点につきまして、いろいろ相談してみたわけでございまが、これもしかし租税特別措置法の措置だけでは、まだお若干アメリカよりも日本に来た方が重いという状態にむづかしい仕事をやらせるためにもなつておりますし、また先方といたしましても、そういう非常に技術的にむづかしい仕事をやらせるために、本国から連れて来る関係もあるわけであります。その人が日本の税金がべらぼうに高くて、どうにも来られないということになりますと、これまたそういうことになりますと、これまで範囲を相当限定いたしまして、認めるのはいたし方なからうといふ趣旨で、認めることにいたした次第でござります。従いまして、対象はあくまでも合衆国において契約した行為に基くものということにいたしておりますと、普通の工事を請負わしめますの場合におきましては、やはり日本においておそらく契約が結ばれると思いますが、日本においてアメリカ人の請負者に請負わしめる場合などは、これに該当いたしません。それから日本においていろいろな、アメリカ軍関係だけの仕事をではない、ほかの仕事をやりつあるような人に請負わせましても、やはりこれは該当しない。先ほど申し上げました非常に特別なむづかしい仕事をやるために、本國から連れて来る人た

ちだけに事実上適用になる。」――結果になるという点の説明をよく聞きまして、わかりましたので、実はこういうことについたした次第でございます。そのことを特に申し上げておきたいと思ふ次第でございます。

てておるのでござります。しかしながら記述の通り、もしもこれが非常に広く適用されまして、実際問題として、私が申し上げました趣旨を著しく逸脱して、このように特別な條項が適用される場合が起きて来るということになりますれば、やはり私はよほど再検討の必要があるのではないかというふうに、考えておるわけでございますが、現在のところ、まず先方の説明を聞きまして、そのようなことはあるまいといつておられた、御懸念のような点について、判断いたしておる次第でござります。しかし法律的には別段制限いたしておりませんので、もしも事実問題といたしまして、御懸念のよう

これらに来ておいた建設業者が、洋銀で用がなくなつたのである。あるいはグワムで用がなくなったのである。そこで契約をしたものは、本国でこの特例の適用を受けたのか。その点はどうなりますか。

○平田政府委員 これも事実問題でござりますが、まず私どもは大体におきまして、常識的にやはりアメリカの本国で結ばれるものを前提に考えております。御心配のようにグワム、沖縄等に来て請負つておられる人々も相当あるかと思いますが、そういう場合においても、実際問題といたしましては、やはりアメリカの本国で契約を結んであらためて日本に来る、こういうのが通例だらうと考えておる次第でございまして、そこまでこまかく吟味して規定を設けたわけではございませんが、私どもとしましては、アメリカ本邦と申しますか、ハワイも含んだそれが、ここに書いたアメリカ合衆国に該当するものだと、考えておる次第でございます。

○小山委員 実際問題としては主税局長の言われる通り、かりにグワムにおり、あるいは沖縄におりまして、本国で契約は結ばれるでありますよ」とおっしゃる

日用品に対し物品税を課税しなかつたか。関税については私もわかるのであります。関税は、本国の軍隊が外国に駐留しておるのでありますから、本国から送つて来るものに對して関税をかけるということは、いかにもおかしいと思うのですが、内国消費税であるところの物品税に対する課税権を放棄したのは、どうわけであるか。それを伺つておきたい。

○平田政布委員 これは昨日も申しました通り、やはり主としてアメリカの本国で調達されまして、それを軍人軍属等の用に供するために、直接本人が持つて来る場合、あるいはP·X等において調達しまして、国内で軍人軍属等の用に販売する場合、これを中心に考えておる次第でございまして、これを中心に考えます限りにおきましては、やはり課税するのは少し行き過ぎではないか、意識上はやはり免税した方が妥当ではないか、こういう考え方で免税することにいたした次第でございまして。すると課税するのには少し行き過ぎではないか、當時は、第三國から輸入されて、販売されるという場合があり得ると思しますが、その点も私どもいろいろ事情を聞いてみましたがところが、やはりP·X等につきましては、数量並びに品物のどういうものを扱うかということにつきましては、軍の内部で相當なる規制があるよう聞いたのでござります。それでやはりみだりに第三國等から輸入しまして、日本の經濟に悪影響を及ぼすようなことはなさらぬものといふことが、いろいろな事實からいたしましてわかる点が多いと思われましたので、従いましてこういふものにつきま

にいたした次第でござります。

○小山委員 私は米軍の日用品に對して物品税を課税しなかつたということは、税制の建前からいっては實におかしいと思つております。米軍が英國に駐留しておる場合には、これらの物品税の關係はどうなつておりますか。

○平田政府委員 この關係は、北大西洋條約では、まだ細目がそこまできまつてない、いふようでございますが、米英協定では、やはり免税するということになつております。フィリピンとの間の協定におきましても、同様なことになつております。

○小山委員 この條項を修正して、米軍にあらためて物品税だけは課税するのだといふふうにした場合には、どういう支障が起きて参りますか。

○平田政府委員 これは最も代表的なものを小山さんは御承知かと思いますが、たとえば自動車でございます。アメリカの人々としましては、自動車をほとんど必需品に近いものとして扱つております。もちろんアメリカでは非常に軽い内国消費税が課税されておりますが、日本におきましては、少し高級車でありますと三割の物品税がかかるります。オード、シボレー級でありますと二割の物品税がかかる。やはりこういふものにつきまして課税するのはいかがであろうか。その辺向うとしましては、どちらかと申しますと、本國においてならば比較的安い課税で済んでおりまする普通のいろいろな家庭用品につきましても、向うから持つて来なうといふ趣旨で、免稅することにいたしましたことはやはり不適當である。

ましたのであります。なお物品税につきましては、たとえば引越し荷物として外國人が持つて来る場合におきましては、これは関税をとらないと同時に、物品税も課税いたしておりません。普通の外國人でござりますと、引越し荷物として、但し一へん限りしか認めないわけでございますが、最初に持つて来ます際には、電気冷蔵庫でも自動車でも、あるいはその他の、日本でならば相当ぜいたくだと考えられるような普通の用品、こういふものも引越し荷物として持つて来る場合におきましては、一般外國人には全面的に課税いたしております。ただ軍人さんはある程度任務の期間がありまして、その後向うから取寄せせるもの、あるいはP.X等を通じまして買うか、P.Xは、直接本人が取寄せるかわりに、便宜日本にそういうサービス機関を置きまして、そういうものの購入を容易ならしめるようにという趣旨で、できておると思うのであります。そういうようなものに対しまして課税しますのは、どうも少し行き過ぎな点がありますしないかということを考えまして、物品税は普通の外國人でありますれば、最初だけしか免税にならぬのを、軍人さんの場合はその後取寄せるものでも免稅にしたということはござりますが、この程度でござりますすれば、私はさしたる弊害はないものと考える次第でござります。しこうして問題は横流しと申しますか、これが実は心配すべき点でございまして、それを自由に処分いたしますと、少くとも開税額だけ不当な利益を得しめるということになりますので、その点につきましては、特に嚴重に今までよりも轄つております

て、譲渡する際には必ず税關長の承認を経なければならぬということにいたしております。無承認で処分いたしました場合においては、譲り渡し人と譲り受け人の両方に制裁を加える。こういう規定は從来なかつたのでござりますが、今回はつきり規定を設けました。厳重にいたしたい。そういうふうにいたしますれば、ます常識上弊害のないように運用できるのではないか、かよううに考えまして、実は免稅の規定を入れることに賛成いたしたような次第でございます。

然である。これによつて日本品は種々な圧迫を受けて、せつかく外貨獲得の一役を買つておつたところの、C.P.O.の納入物資というものが漸次減つて来るであろう。こうじう問題が起つて来るのであります。これに對してはどのような措置を講しておられるのであるか、伺いたいのであります。

○平田政府委員 国内品をP.X等が販売する場合、あるいは軍人さんが直接メーカー等から買う場合、従来は占領下でございましたので、特例といなしまして、一定の部隊長の証明で免税にしておつたわけであります。これは平和條約の効効後におきましては、どうも適當でなかろうということと、そういう特典をやめることにいたしたわけであります。この点については、幸いにいたしまして行政協定締結の目的のために本国から來られた方々は、非常にわかりがよくて、それほどの問題もなく、実はそういう趣旨に賛成してもらつたような表情でござります。過去におきましては、たとえば進駐軍の方々が家具を買う、あるいはじゅうたん、窓かけ等をとりつけるという場合でも、P.Xから買つたり、あるいは部隊長の證明がありますと実は物品税が免税になつておつた。しかしどうも私は常識的に考えましても、そこまで行くのは行き過ぎぢやないかと思います。それからその他いろいろござますが、結局今申したように、主として日本で消費するよつたもので、日本で買うよつたものにつきましては、これはないかという趣旨で、今のようないふ般的な建前にいたした次第でございま

ところで、そうすると、CPO等に納めまして日本の商品が売れておったのが、大分売れなくなるのではないか。そういう見地からどう考へるかといふ問題でございますが、その点は私どもこういう方法で調節いたしたい。結局輸出すれば免税するということは、これは消費税全体を貫く大原則でございます。これはもちろん外貨の獲得といったよろんな点もございますが、外国において消費されるものに対しまして課税するのは、消費税として不適当である。これは主とし普通の場合は、対しましてはあらゆる消費税を免税するという制度がございます。
ですが、これは主とし普通の場合は、まとまつた卸取引によつて輸出される場合を実は税前といたしまして、法律をつくつておる関係上、小売の段階になりましたして、それが外国に輸出になるからならぬかわからぬといふものにつきましては、現在では手続等がやつかいで、なか／＼実行され得ないというような状態にあります。しかし輸出に対して免税するというは、これは消費税の原則からいつて当然なことでござりますので、その手続をできるだけ簡単化いたしまして、外国に持ち出すものについては免税するという方向を、できるだけとるようにいたしたい。そういたしますれば、実際問題として相当外國に持ち出しておるようですが、大部分問題が解決されはないか。いろ／＼聞いてみますと、P.Xで販売されたもののうち、七、八割ぐらいのものは小包郵便でアメリカ本国へ送られておる。これはもちろんの種類によるかと思ひますし、それからP.Xの場所によつても若干違う

かと思いますが、相當本国にみやげ品として、あるいは本国の家族等に送られる。こういう場合が日本品の場合は大部分のようであります。もちろん道具等はそういうことにはならぬと思ひますが、比較的高い物品税がかかるております。七宝製品、象牙製品、銀製品、それから漆器、陶磁器、置物、人形、こういつたようなものにつきましては、日本で使うよりはやはり本国に持つて帰りたい、あるいは本国のだれかにやりたい、そういうような場合が大部分のようでございます。従つて輸出免税の手続が簡単にとれるようになりますれば、これは税法の原則をいわさないで、実は免税で納められるということになるわけでございます。従つて手続いたしましては、一応製造所から特定の店舗に引取る場合に、未納税で引取ることを認めまして、そこから小売で買った人が外国に郵便で送るなり、あるいは自分で持つて行くという証明が得られます場合には、免税をするといふことにいたしますれば、今お話をのような目的は相当達成し得る。そうすると税法の原則にも触れないで、売れ行きもその限度におきましては落ちないで済む、こういうことと相なるかと存する次第でございます。そのためには協定の附則で物品税の輸出手続を簡易化するための必要な根拠法規を設けてある次第でございます。手続の細目はいづれ政令等で定める予定でござりますが、考え方いたしましては、むろんP·X等においても未納税で取ることを認めまして、そこで買つてすぐあるいは軍事郵便局を通じて送るような場合におきましては、その郵便局から発送されたという証明があ

が相当入つて いると思ひます。そういう軍用のものは今後も引続き 免税され るか ということになるわけであります が、このCPOを通じてやりましたもの は、私が今申し上げました通りでござ います。それをまず申し上げておきま す。

それからその次は輸出の手続で、これが
いますが、私どもの考え方いたしまし
ては先ほども申し上げましたように、
一応 P.X に納めているものにつきまし
ては、製造場から引取る際におきまし
て未納税で引取ることを認める。そし
て一定期間内にそのものが外国に売ら
れた、持つて行つたという証明があれ
ばそれで免税を確定する。その期間ま
でに証明を得ないものにつきまして
は、これは製造者から税金を徴収す
る。従いまして製造者と C.P.O との間
にそういう旨の、それに合うような契
約を結んでおく必要がある。しかして
輸出されたかいないかの免税認定の方法
につきましては、軍事郵便を使う場合
が大部分らしいのですが、そ
の場合におきましてはこれも非常には
つきりいたしまして、軍事郵便局から
発送したというの証明書をもらいま
して、それを普通は税關の輸出免狀——
輸出検査を経ました輸出免狀といふ
がいるわけでござりますが、この場合
は軍事郵便局で発送したというその証
明書で、税關の輸出證明にかえられ
る。これで私は相当多くの場合は目的
が達成すると思う。しかしよく聞いて
みますと、たとえば飛行場からたつて
帰るような場合におきましては、郵便
で送らないでやはりある程度すぐ持ち
帰る場合もあるそうでございます。よ
ういう場合におきましては、やはり一

のが普通である。それがやはり相当の場合におきましては、今申し上げましたような方法もできるだけ考慮いたしました。目的を達成するようにならなければ、かように考へておられる次第でござります。

○小山委員 輸出手続につきましてはまだ明細なことはきまつてないようですがあります。輸出手続をするまでの一定の期間、物品税法では命令で定める期間といふように書いてあります。この期間はそういたしましてものについては相当長く考へてもよろしい。のによつては早くするのである、

いうお考へでありますか。

○平田政府委員 原則としては、通常認められるある程度の常識的な期間にいたしておきたいと思いますが、ものによりましてはある程度長いいたしまして、その長い期間に証明されればよい。たとえば写真機等につきまして、今申し上げましたようなまい案ができ上りますれば、必要に応じまして例外的な期間を定めていいというふうに考えていまます。

○小山委員 通産省に聞きますが、一定の期間本人たちが持つておつて、そして外國に送るというものは、カメラのほかにどういうものがありますか。

○宮沢説明員 カメラのほかには、身のまわり装飾品ですかね。たとえば象牙製品などがあります。

○小山委員 考えられるはかにありますか。

○小山委員いや、それは実はわれわれの構想上非常に大事なことがありますので、ただ単なる身のまわり装飾品という漠然としたものでなしに、物品税法の名前でもよつとあげておいていただきたい。

○宮沢説明員 今具体的に名前をあげるというお話をござりますが、具体的にどの範囲でやるということにつきましては、まだ決定いたしておりませんが、私たちの考え方では一応今までに考えられている制度では、すぐ逃れるものは免税できるということになつておりますし、すぐ逃れないものは免税できないというような一応の考え方であります。われくの方は、とにかく向うの兵隊さんがP.X等で買いまして、そうして国内で使つてそれを確かに持ち出すようなもの、それについては別に物を限定しないで、できるだけ広くそういう制度を適用してもらうように、大蔵當局の方に折衝するつもりであります。

○小山委員 この輸出免税の制度について、私たちの最後に到達すべき課税権と、それから課税の不公平といふ問題の解決策は、輸出免税をどの程度に認めて行くかということに、技術的にはあるのではないかと考えている。それから同時にまた私どもが心配するのは、従来C.P.O.に対しても納めておつた日本の業者が、ちゃんとあのO.S.Sで締め出しを食つたような外国の業者のために圧迫を受けて、これらのO.S.Sの品を取扱つておつたような外団の業者が、今度はC.P.O.と結びついて、日本品でなくして外国品を納入する運動を、現に起していると聞いておりますが、そのような運動に、日本の品物

が排斥されるというような結果になります。されからまた聞くところによると、日本の品物を一旦香港あるいはフィリピンに輸出して、そろそろしてさらにそれを輸入することによって、税をまぬかれるという運動が起りつつあるということも聞いている。これを排除したいといふことがわれ／＼の主眼点であります。あとに申しました日本の品物を外国に一旦輸出したものをさらに輸入するときには、関税、物品税をかけるという法律の明文はあります。しかしたとえば銀器だとあるいは象牙製品とかいうようなものを、あたかも外國でできたような意匠あるいは形にして日本に再輸入した場合には、私はおそらくこれは日本から輸出されたものであるかというとの認定はつかないと思う。明らかに日本から輸出されたといふようなことが、わかるものもありましょうけれども、物によつては意匠をかえることによつて、あるいはその製造の形をかえることによつて、認定のつかないものも出て来るであらう。しかしこれは法律上は可能なのでありますから、このような事態が起らないとも限らないし、また現にそういう呼びかけをしている外業者もあるというふことを聞いています。これがわれ／＼一番心配なのでありますから、外貨の獲得を減少せしめないで、また日本の品物がPXその他に売られるによつて、アメリカ人に日本の品物に対してなじみを與えてやる、それが将来日本の輸出を増進するものになる、そつとう観点から、私どもは課税権はともかくとして、この輸出免税の手続を大幅に認めるこによつて、日本の産業の

振興をはかつて行くことが大事ではないかという観点から、物事を考えておられるのであります。従つてこの輸出免税の手続につきましては、だいたい主税局長も申され、通産省当局からも申されましたように、ただ單に税をとることあるいは外貨の獲得であるいたとえれば象牙製品のごとくに、ボンドで買つたものをドル圏に売るという結果にもなる。つまりボンドの方が——大きさになりますけれども、ボンドで買つたものをドルにかえるのであるからして、何万分の一かのボンド対策にもなる。そういうような点から考えて、この輸出免税という制度は、日本の体面を傷つけない制度でありますから、これをぜひ考えてもらいたい。それについて当局においてもまだ腹案はないようでありますけれども、最小限度にこれを認めるというのになしに、最大限度に認めるという方針を持つておられるかどうか。それを主税局長にお尋ねしたいのであります。

い結果を生むことになる、こう考えるのであります。これに関する限りにおきましては、今申し上げましたように、軍事郵便局の発送証明、これでもう免税してしまはわけでありますから、これはよほど問題が解決されておきたい、こういうものにつきましては、ただ写真機等のように、やはり日本で使つてどうしても向うへ持つて行ななか／＼簡単でございませんので、なおまだ細目検討を要する事項でござりますので、御了承を願いたいと思ひます。

それから先ほど經濟的な見地をお話になりましたが、私どもこれは外貨獲得の面から行きました、やはり相当考えなければならない点だと思います。どつちかと申しますと、日本品の宣伝と申しますか、そういう見地の方が大きいのではないか。本来から申しますと、こういう形でいつまでも外貨を獲得するというのではなくて、それが見本になり宣伝になりまして、普通の商取引でどん／＼日本の商品が出て行く、将来そういうことに行きますのが望ましいと、私どもも思うのでござります。そうしなければまた業界といつてしましても繼続性がない。一時はよくてもまたすぐ縮小しなければならない、こういう事情にも相なると思いまして、むしろ大局に立ちまして将来を見て判断することが、大事ではないかと思うのでござります。外貨といふ点からだけ申しますと、今申し上げましたように、CPOの問題だけでも約

三百八十万ドルでござりますが、これは今度所得税法を改正いたしまして、特許権なり、あるいは映画のロイアルティに課税することになりましたが、あの税金だけでも特許権で約三億円、映画のロイアルティだけで七、八億円外貨の節約になるわけでございます。いろいろ、そういう点を考えますと、大体におきまして今申し上げましたように、外貨という点から行きましても解決いたしますし、若干の部分につきまして御指摘の通り問題がある。それもできるだけ今申し上げました趣旨で解決をはかりますれば、大体御心配のようない点はまずなかろう。全然影響がないかという御尋ねでございますと、若干の影響は避けがたいと思いますが、その程度並びにその将来に及ぼす影響並びに現在のウエート、そういう点を考慮まして、まずこの際といたしましては、やはり最初に私が申し上げました趣旨で、こういう課税問題に対処すること、たしかに私はそこは考へておる次第でありますことを、つづけ加えておきたいと思ひます。

は、手段方法によつて違わなければならぬものであるといふには——た
だいまの表現が幾らかおかしかつたのである。外貨を獲得するということ
は日本の国策であり、政府の政策であるといふ点については、御異論かな
うと思うのですが、その点あらためて伺つておきたいと思うのであ
ります。

○平田政府委員 外貨をできるだけと
るという非常に一般的な原則につきま
しては、私ども全然異論がございま
せん。またその方法の何たるを問わ
ず、外貨が得られるということがやは
り必要である。ただおのずから方法と
必要性の程度でござりますね。この程
度につきましてはやはり相当考えなけ
ればならぬ点がある。将来におきまし
ては、やはり正規の商売をいたしまし
て、外貨が国内に入つて来るといふ方
向がより望ましい。もちろんこういう
ことによりまする外貨の獲得自体はい
ない、そんなことは必要でないといふ
ことは申し上げていないのであります
て、おのずからそこには程度がありま
して、他のいろいろな政策との調整を
はかる場合におきましては、やはりお
のずから必要な程度に応じまして、妥
当な限界を求めるとして解決をはかつた
らどうか、こういう意味合いでおいて
申し上げた次第でござりますので、そ
の点私の申し上げようが少し誤解を受
けたといたしますれば、そういうふうに
に申し上げたという点を御了承願いた
いと思います。

○小山委員 少しもどりますが、先ほ
ど主税局長が言われた三百八十二万
ル、ところが業界並びに通産省あたり
から出ておりますベンチャーレット等に

ドルとかになつております。これはあまりにも開きが大きいようであります。が、物品税のかからない品物はそんなにたくさんありますか。そんなにたくさんさんCPOが買つておりますか。
○平田政 府委員 私どもは物品税の免稅をしたものについてだけ、これは税務署に照会しまして調べたものであります。まして、昨年の一月から十二月までの一箇年の実績額でござりますから、まず間違はないものと思います。ことにCPOに納めるものは、一括してまとめて納めておりますから間違ございません。そのほかにさつき申上げましたように、CPO以外を含めまして六十一億六千五百万、合せますと、ドルに換算しますと約千七百万、これが物品税が免稅されておりまするものであります。この中には小型自動車その他の軍用品で免稅になつてあるものもございまして、個人的な兵隊の用に供するものは、どちらかと申しますとCPOの方に大部分入つてあるものと思ひますが、しかし現場で部隊長の証明等によりまして、製造販売から直接兵隊さんが買う場合も、現在は第稅いたしておるわけでありまして、そういうものは今後なくなるわけであります。しかしその内訳はつきりいたしてないのですが、そらいうものが六千五百円の中に入つていて、そういうことももちろん否定することはできないのです。物品税のかかるもので免稅しました商品の価格の総額が六十一億六千五百万、税額にいたしまして十七億八千萬、そのうちCPOに納めましたもの

いうことは知らない。にもかかわらず、日本の製造業者から物品税を徴収するというふうに書いてある。これは

○平田政府委員 そういう場合は、先方からとれないといふふうにきめてから起らないかどうか。それはいかがでありますか。

たもの」と書いてあります。この滅失したものというは、証明手段が滅失したということなのか、その物質が滅失したということなのか、どちらで

人の場合におきまして、やはり一定のものは自分が買つて結局軍に納めるとして申しますか、軍用品にくつづける、軍事施設に添付する、こういう場合が主

次のように改正する。」物品税法第十三條に二項を加えると、いふ内容でありますけれども、ここに書いてある「第一項第一号ノ適用ヲ受ケタル物品」と

「……」とは知らない。にもかかわらず、日本の製造業者から物品税を徵収するというふうに書いてある。これはいかにもちくがくが令わなー。どういうことがありますか。

起らないかどうか。それはいかがでありますか。

たもの」と書いてあります。が、この滅失したものというのと、証明手段が滅失したということなのか、その物質が滅失したということなのか、どちらですか。

人の場合におきまして、やはり一定のものは自分が買つて結局軍に納めるとして申しますが、軍用品にくつつける、軍事施設に添付する、こういう場合が半部部分であろうと思ひますが、そういう場合でござるときはしましてやはり免税にして貰ふ

次のように改正する。」物品税法第十三條に二項を加えると、「う内容でありますか。すけれども、ここに書いてある「第一項第一号ノ適用ヲ受ケタル物品」というのは、一体何でありますか。

○平田政府強調 これはもちらん私どもは軍用とということを條件にして、免稅いたしておるわけでござります。従いまして製造者とあるいはその中間に商人が入ります場合におきまして向うの軍隊と契約する際に「證明が得られなかつた際におきましては、税金相当額だけは拂つてもららう。あるいはもし虚偽の證明が行われまして、

はやはり軍用に供するというので免税で貢献されるということで、製造者から買つておられる。ところがそうではないといふ場合におきましては、これは一種の契約不履行になるわけであります。当然税金相当額は相手方が支拂うべきものでござりますし、通常の場合はそれ

たということになります。たとえば
製造所から出るときは軍用に供すると
いうことで出た。出てから向うに供す
る前に、どこかで火災でも起きてやられ
た。こういう場合におきましては、
軍用に供したという説明が得られない
わけであります。こういう場合には、
やむを得ませんので追徴しない、これ
を二点、二点、二点、二点、二点と

が妥当であろう、こういう趣旨でいよいよしておる次第でござります。それが申し上げました前段でござります。これから後段の「及び当該事業をなすためにこれらの者が使用又は消費する物品で政令で定める」というのは、あくまでも少しその辺を広くいたしまして、どうぞしてもらいう人たちがその事業をなさますところは、公債最下限度にお

号と申しますのは、結局輸出するものと申しますが、いわゆる輸出するもののとしまして、免税の資格のあると申しますか、免税の條件を設けるものという意味で申します。

○小山委員 その次にはこの輸出の場合には、一定の期間に輸出しない場合には、ただちに購入者からその物品を徵収すると書いてあるのであります。

事実税務署が免稅しなかつた場合におきましては、これも税額相当額の代金を拂つておらう。こうすることにしておきますと、こゝに約束が行われるものと考えておるのでござります。從いましてそういうことに基きまして、当事者間におきまして話し合いでできまして、それべつ処理されるということにして、

で解決できるのではないかと思ふのですが、さういいます。ただ非常に異例なケースの場合におきまして、なかなか解決ができない場合もありましょうが、これは普通の商取引の場合における一つの危険と申しましようか、あり得るリスクの一つでありまして、そこまで厳密に税法上処理するということは、今までござりますが、日暮

○小山委員 それからもう一つは、第八九條の二のところであります。が、個人契約者又は法人契約者がその締結した建設等契約に係る建設、維持又は運営のみの事業の用に供するために使用又は消費する物品で合衆国軍事の用に供されるもの及び当該事業をなすたゞきこれらのおもじが使用又は消費する物

いりますためには、必要最小限度におこしておきますのは写真用の乾板、フィルム、感光紙、こういつたようなものが必要なものとして考えておる次第であります。具体的にこれは品目を指いたしましてはつきりいたしたい。全く認めますといろ／＼弊害がござりますので、一定の範囲に限るという意

を徵收すると書いてあるのであります
が、この購入者というのは先ほど來
話によると、外國の觀光客や軍人のよ
うに聞えたのであります、一般邦
の場合もこれは含むのでありますか。
それとも外人だけのことをいつてお
のか。あるいはC.P.O.はこの購入者
中に入るのかどうか。これを伺い
ます。

に利なるかと存するが如くであつて、それはひとりこういう場合でなく、たゞ、輸出免税等の場合におきましても、中間に商人が介在したような場合は、大体そういうようなことで現在動いておる次第であります。

したとしていたのですが、それが何故か
のように証明書がやむを得ない事情で
滅失したような場合、こういう場合は
少し苛酷でございますので、証明が得
られなくても追徴しないということにして
いたしております。そうでない場合に

「政策で定める」、つまりあります。が、建設業者が使用、消費する物品で、政令で定めるものといふのは、どううものを予定されておるのかといふとが一つ、それからこれらの人たちは

で、政令できめよもうという趣旨のもとでござります。

○平田政府委員 第二項は、私の今
えておりますのは、先ほど説明しま
たように、外国の旅行者等が指定し
したみやげ物専門店、そういうところ
から買う。買いまして、原則としま
ては、やはり飛行場や免関で渡すと

○小山委員　日本人同士の場合はこれ
でいいのだろうと思ひますが、相手
が外国の軍隊であつて、その軍隊が故
意にあるいは悪意をもつて軍用なりと
称して買つたものが、実はそうでなか
つたということを日本の税務署が発見
した。そうした場合には先方が悪いの
であつて、日本の納入者は何もこれを
知らなかつたのに、この製造業者が税
を納めなければならぬ。その税はおな
らく先方からとれない。こういう事態が

おきましては、製造者にこういう責任負担を負わすのが妥当である。こうしておきませんと、先ほど御指摘のように、通譯といふこと本身もされませんから、故意に知りましてやつたような捏合に防ぐ手段がない、こういふことですござりますので、かようなことにしないでおるわけでありま。

○小山委員 それからただいまの但書についてのところでございますが、「但し、災害その他やむを得ない事由に因り滅失し

○平田政府委員　　こここの契約者と申しますのは、先ほどの第三條の三項に該当する人々でござります。契約者としましても一般の歴約者ではなくて、本国で締結しました請負契約等を履行するため日本に来る人、そういうふうをさすのでございますが、そういうふうで免除資格というものはどういうふうな方法で説明されるのか。これをひとつ伺いたい。

○平田政府委員 これは先ほど申し上げましたように、日本におきましていろいろな建設維持または運営のために一定の契約をなしまして、軍隊のたゞのサービスを提供するわけでございますが、そういう事業をなすために使するもの、こういう趣旨でござります。

ものを幾らで免税で買った。そういうことをはつきり記入しておく。そして外国に出ます際に、税関にその手帳を提示いたしまして、その現物を持つていかつたら税金をその人から追徴する。そういう仕組みによりまして、できる限り一般の旅行者も、日本の写真機等を免税で買えるようにいたしたい、こういう趣旨でこの規定を設けているのであります。CPOの場合につきましては、先ほど申し上げましたように、まだ技術的に旅行者の場合と同じようにただちに考えられるかどうか、問題がいろいろござりますので、細目は通産省並びに先方ともよく打合せた上できめたいと思つております。政令できめればきめ得る余地は、残しております次第でございます。

○佐久間委員長代理 高田富之君

○高田(富)委員 調達庁の方にお答え願いたいと思うのですが、この調達の関係につきまして、最近非常に調達方式の根本的な問題が大きな問題になつておるわけであります。今度の行政協定によりますと、大体原則的には直接的に直接調達の方式がとられており、例外的に間接的な調達が可能であるよう規定になつておりますけれども、実際問題としては現在の日本経済の実情、物資の今後の生産計画等の都合上、どうしてもさしあたり間接的な調達を原則としなければならぬというようが、今日の経済界一般の非常に強い要望であるわけであります。これにつきまして、その後新聞紙上等に、政府においてもいろいろ折衝したというようなことも報道されておるわけでありますが、どうやら見地に立つて努力をしておるが、またその見通しはどうであ

るかということについて御説明願いたい。

○長岡政府委員 本委員会におきまして、けさこの問題につきまして幾分お答えいたしましたのであります。今私からいろいろ趣旨でこの規定を設けているのであります。CPOの場合につきましては、先ほど申し上げましたように、まだ技術的に旅行者の場合と同じようにただちに考えられるかどうか、問題がいろいろござりますので、細目は通産省並びに先方ともよく打合せた上できめたいと思つております。政令できめればきめ得る余地は、残しておる次第でございます。

○佐久間委員長代理 高田富之君

○高田(富)委員 調達庁の方にお答え願いたいと思うのですが、この調達の関係につきまして、最近非常に調達方

式の根本的な問題が大きな問題になつておるわけであります。今度の行政協

定によりますと、大体原則的には直接

的に直接調達の方式がとられており、

例外的に間接的な調達が可能であるよ

うな規定になつておりますけれども、

実際問題としては現在の日本経済の実

情、物資の今後の生産計画等の都合

上、どうしてもさしあたり間接的な調

達を原則としなければならぬというよ

うが、今日の経済界一般の非常に強い要

望であるわけであります。これにつき

まして、その後新聞紙上等に、政府に

おいてもいろいろ折衝したというよ

うなことも報道されておるわけでありま

すが、どうやら見地に立つて努力をし

ておるが、またその見通しはどうであ

るかといふことについて御説明願いたい。

○佐久間委員長代理 高田富之君

○高田(富)委員 同じのであります。外

國の請負業者等がアメリカにおきまして契約をや

り、それに基いてこちらで事業をや

る場合に、免稅の特典を與えられてお

るが競争に耐えられないのみならず、独

占的な事業をやるだろうということに

つきましては、何かいろいろと向うと

の話合いによりまして、特殊な場合だ

のものがそういうふうになるもので、

心配はないというようなお話をあつた

のであります。それ何か單なる交

換調達で結びました契約が三月で切れま

すので、四月一日から六箇月間いろいろ

な契約を一応延ばしたものをおこな

題につきましては跡始末をつけますた

めに、特調でやるよう主張いたして

参りまして、これだけは大体認められ

るのでないかというふうに承知いた

しております。なお向うが直接調達を

やります関係上、何か向うの法的上の

措置が必要だということであります。

それまでこの四月から始めます契約に

ついていかに取扱うかということが、

論議されておるよう聞き及んでおり

ます。まだ結論的にはどうなつたとい

うことをお承知いたしておりません。大

きなことは承知いたしておきません。大

きなことを承知いたしておきません。大

きなことを承知いたして

れるよう努めすべきものであるといふことは、もう当然のことだと思います。ですが、お話をのような懸念のところまで行く心配は、まずないのではないかと思います。それから軍用品に関する限りにおきましては、外國品も國産品もまつたく同様な関係に立つわけでありまして、そのために特に日本の内地の業者が不利になるということはございません。先日も申し上げました特定の契約者に対する所得税、法人税の特別の扱いは、これは先ほども申し上げましたように、日本の方が所得税がアメリカより重いので、日本で課税することになりますと、そういう人がやつて来ない。そうするとどうしても日本で調達できないような仕事をさせるわけに行かない。それではやはり駐留の目的に沿わないということがあるようになります。そうするとどうしても日本で調達できないような仕事をさせるわけに行かない。それではやはり駐留の目的に沿わないということがあるので、特定の契約者等に対する所得税、法人税につきましては特例を設けることになった次第でござります。そのことからいたしまして、お話をようなことにならることはまずなかろうと、私は思う次第でござります。

○平田政府委員 その問題はなおまだ
はつきりきまつてないところがあるだ
ろうと思われますし、直接主税局の所
管でもございませんので、私が本日申
し上げるわけに行きませんが、どうし
ても必要でありますならば、大蔵省で
は主計局がその問題の折衝に当つてお
りますので、その方の政府委員が出席
いたいと思います。

わけであります。駐留軍は国連軍の名において実際戦争しておるのであります。が、さらにこれがどういふに発展するかというと、朝鮮の状態、台湾の状態等から見ましてもまったく予想がつかない。従つてわれ々は実際に戦争は現に始まつておるといふ観点に立つて、はたしてこういう法律で十分に安心して万事向うにまかせておけるかどうかというところに、やはりわれわれの質問の観点があるのです。そして、それがすれますと非常に楽観的な御回答をいただくことになるのであります。一国の軍隊が遠く離れた外国へ参りまして、ほんとうに秩序を保ち、その駐留する国の法律を守り、慣習を守り、誠実にやつて行くといましても、その保証といふものは実際ない。これはマーク・ゲインの本を読めばすぐわかる通り、総司令部関係の軍人はアメリカ政府を代表して日本に来てはすなのに、アメリカの会社を代表して日本に来ておるのかのこと、行動をやつておるということを、現場において目撃した新聞記者があるのであります。さらに朝鮮における行動ははなはだし。朝鮮に来ておるアメリカ人で、金あらけのできない者はよっぽどばかりだと、いうことを、堂々と喝破しておるのであります。現在でさえ相当数の脱走者が出ておると、いうことが、新聞に出ておるそですあります。こういう点から考えましても、何でもかでも向うにまかしてしまえば、大体うまくやつていただけるという方針であつては、とうていこれは安心できない。かくに政府が言うように、いやしくも日本の安全を守るために来てもらつておるならば、まつたく日本の軍隊と同じ

よろこびに、日本における物資の調達關係から予算の関係から、行動につきましても、すべて日本政府の指揮監督下にあります。そこそなはできますけれども、全部そういうことが向うさまざまさせということであつては、今後軍票なんかがどんどん使われるということになつて参りました場合に、どうしようもない。その損害は完全補償されないということを、念入りに行政協定にありますから、そういう損害を一切こつちが負担しなければならぬ。こういうようなことでありますことは、わが国の経済界の攪乱ということはどうしても予想せざるを得ない。それはやはり非常に認識が不足しておるといふか、あるいは故意にそういうようなことを前提としておるのかという問題になるわけであります。昨日そういうような点について、あなたから何か心配すべからざることを心配しておるのごとき御回答がありましたので、この際忘るためにそういう根本の事実認識を誤つておるのではないかといふことを、重ねてここで伺つておく次第であります。

どもとしてそういう事実を否認するものではありません。若干認識に程度の差はあるかと思いますが、やはりわれわれといいたしましても、今日から考えますると遺憾なことが相当多かつたのではないか。そういう点につきまして、これを否認するものではございません。しかし事態はそういう点が徐々に改善されつつある。徐々にではございません。相当大幅に実は改善されておるのであります。課税の関係におきましても、今御指摘の外国人等につきましては、最初は全然直接税の課税権がなかつた。従いまして、その間に起きまして利益を得ましても日本の税法の適用はない。こういうことになつておつたのでござりますが、それが徐々にかわりまして、年限は覚えておりませんが、たしか一昨年あたりから普通の民間の人々は完全に日本の課税権に服する。そういうことになりました。それから外國から輸入しまするいろな物につきまして、御承知のように外人専門の商社は、物品税も輸入税も免税になつて貰えた。そういうためのいろいろなショットがございましたことは、これは高田さん御承知でございますが、これも原則といたしまして徐々にくしまして、ことしの一月でほとんど全體そういうものはなくしてしまつたわけであります。軍人につきましても、個人的な用途のものにつきましては、今回の措置によりまして從来よりもさらに範囲がはつきり縮小される。そういうふうに課税の上におきまして餘々に、しかも相当大幅に常に復しつつある。これは單に建前だけではございません。税の実行の上におきましては、あれどもそのままでござります。一時

は連合国以外の第三国人には、課税的措置が早く講じられたのでござりますが、これは建前だけで、なかなか実行ができないという非難を受けたこともあります。ございましたが、これも徐々に充実をしまして、現在ではもはや課税権に服しないとか服するとかいうトラブルが全然なくなつて来まして、いかにすれば適正な所得をつかみ得るか、そういう点が問題になつて来ておるような程度にまでなつて来ておる。このようになつて参りますと、私は終戦後よりよほど事態はよくなり、常態に復しつつあると思うであります。今回平和條約が発効いたしましたれば、これはもちろん対等の立場におきまして、すべての交渉等も行われることになりますし、なすべからざること、なすべきこと、それぐれお互いに十分意見の交換をいたしまして、対等に問題を解決して行くということに今後ますます行き得るのではないか。またそう行かせなくちゃいかぬと私は思います。そういうことになりますれば、過去にありました弊害もむしろ私は相当大幅に減少する。できるだけ根絶いたしたいと思いますが、根絶するということまで言明いたしかねるかもしませんが、大幅に減少し縮小するという方向には、これは私は行き得るのではないかといふことを、確信いたしておるのであります。またそう行かせなければならないというふうに、私ども考えておる次第でございまして、課税の上におきましても、なお国際的に見まして合理的と認められる限度におきまして、いろいろな免税の特典等も認めておりますが、その実行につきましても、こ

とにかく横流れ等につきましては相当嚴重な制裁規定等も設けておる。そういう規定を設けることにつきまして、向うがいやということを言つた」とがあるかといふお尋ねがあるかもしませんが、そんなことはございません。やはり違法なことにつきましては、先方に置いて必要な規定を設け、それに従いまして必要な措置をとつて行くといふことにつきましては、何ら異存がございません。その点は、私どもいろいろ話しておる途中におきましても、ほんとうにその辺のところの誠意は十分に考えられるのでございまして、そういう点につきましては、この機会にうそいつわりなく事實をお伝えいたしまして、御参考にいたしたいと思います。

論争すれば切りがないのであります
が、とうてい承服できない御説明であ
つたのであります。ことに北大西洋條
約等の関係と比較いたしまして、それ
ほど不利じやない、幾らかこまかいと
ころや特殊なところがあるけれども、
原則的には同じだというような御返答
が昨日もあつたわけであります。しか
しながらかりに北大西洋條約なんかに
おける、たとえば「ここに出ておる税關
係にいたしましても、大差はないとい
たしましても、根本に相当大きな條件
上の違いがあるために、その影響、そ
の結果はまた非常に大きく違うと思い
ます。と申しますのは、北大西洋條約の
関係のイギリスにおきましても、フラ
ンスにおきましても、その他の国々に
おきましても、自己の經濟の自立等に
つきましては、これはこういう協定が
ある以上完全とはいませんが、ある
程度の自主性を確保してあることは明
らかであります。今回のモスクワにお
ける國際經濟會議への出席問題一つを
とっても、この点は明らかなのであり
ます。そういう状態のもとにおいて、
こういう協定が問題になるのであります
から、單なる條文が問題ではなくし
て、その置かれておる全般的な地位、
状態というものを基礎にして論議しな
い限り、實態を明らかに認識し、批判
することはできないと思うのであります
。ということを簡単に申し上げてお
きまして、今日はこの程度で私の質問
を終つておきたいと思います。

○宮腰委員 簡単に質問申し上げます。全体から見ますと、この條約に基いてこうした税を免稅するといふことになつておるようあります。これは輸入税のように、その材料をもつて生産した製品に対しても、その輸入税を免除するという制度がありますが、そういうような方法でやつた方が、この税法を悪用されないということがあります。しかし實際の場合に、一々買つた品物について税の返却をするという手続は、非常に煩雑のようにも思われますが、何かそういうふうな方法にした方が、かえつて悪用されないでよきそうにも思います。しかしそういう實際の技術上のこととは、局長さんがよく研究されておわかりでしようが、そういう点のことが一点と、さらにまたこれから再軍備のこととか予備隊の強化だとか、いろいろなことで財政支出がだんだん増加して来る。その一方また国民の税が上昇して来る心配もあります。そういう場合に、われく國民はどんどん税を負担する。他方アメリカの方は、こうじょうよう国民的感情の問題が、これから起きて来るんじゃないかな。兵隊さんの家族については税を免除する。こうじょうよう国民的感情の問題が、これから起きて来るんじゃないかな。兵隊さんの家族については税を免除する。それにつけて加えて地方税の場合などどういうふうになつておるか。その点をもう一つとお伺いしたいと思います。

たとえば特種の土木機械用の償却資産等に対しましては、契約者が日本で有する場合には課税しないというような措置を講じまして、国税の場合となるべく同様な歩調をとりまして、必要な免稅措置を講ずることにいたしております。

○官庫委員 ただいま地方税はどちらのいた、自動車税はどらな話であります。自動車による損傷とか、あるいは公園施設の改善とか、いろいろな問題が横たわっているわけで、おそらく特別平衡交付金の増量をまたなければ、こういう問題は片づけられないと思うのであります。これは地方行政委員会の問題であります。が、どうもこういう点に矛盾があるように思われます。それからまた、一旦物品を購入しまして、免稅になつていたものにつきまして、ある特定の時期に引揚げるというような場合に、その引揚げた物品を売却する場合は、税金がかからないようになつておるのであります。が、こういうような場合にどういう措置をするか。この点をお伺いしておきたいと思います。

○平田政府委員 一旦免稅を受けまして国内に輸入したようなものを、本来の用途以外に供するために処分するような場合、こういう場合はもちろんその際に關税、物品税等を課税することにいたしております。

○官庫委員 それは新品でも中古の場合でも、同様な税をかけるのでしょうか。

○平田政府委員 これはその処分をいた際に輸入したものとみなして、課税することにいたしておりますので、そのときの状態のもとにおきまして、価

格を査定いたしまして課税する。自動車でございますれば、やはり中古でござりますと中古品の市場価格で、課税するということになります。

○官庫委員 相続税の問題ですが、これはアメリカの兵隊の自己の家族に対する相続關係あるいは贈與關係だけをするのか。日本人が米兵に贈與した場合をも考えてお伺いしたいと思います。

○泉政府委員 相続税の特例は、規定にありますように合衆国軍隊の構成員、軍属またはそれらのものの家族が譲與、贈與、遺贈によって取得した場合に免稅しているのであります。日本人が相続した場合は課税を受けることになるわけであります。

○官庫委員 日本人がアメリカの兵隊に贈與した場合、そういう場合も入るかどうか。

○泉政府委員 日本人が贈與いたしました場合に、その贈與した財産が三條の一項の二号と六号に掲げる資産に該当する場合には、その受取つた方の軍人、軍属、家族は相続税の課税は受けません。

○官庫委員 そうすると、アメリカ兵の奥さんが贈與されて財産を相続した。ところがその後そのアメリカの兵隊と奥さんが離婚したというような場合、結局日本の国籍を取得した場合にどういうふうになるのであるか。

○泉政府委員 それは贈與を受けた際に課税にならなかつたのでございますから、離婚によつて日本の国籍に帰つたという場合、そのときに贈與したことはなりませんので、課税は受けないことになります。

メリカ兵と結婚するものが相当多いようになりますが、そななりますとどうも矛盾するようになります。

結婚して財産の譲り受けをして、日本

の国籍に変更することが起きて来た場合に、相続税法を脱法することになる

よろに考えられます。何かそれに対する方法を考えておく必要があるよう

思われますがいかがでありますか。

○泉政府委員 三条の一項の二号と六号をよくお読みいただきますとおわかりになりますように、この資産の中に不動産とか不動産の上に存する権利、それから投資または事業を行うための資産を含んでおりません。ごく僅少の個人用の家庭用動産に限られていて、それがから投資または事業を行つたものであります。従いまして、そぞいつたものの相続税を免除いたしましたとしても、それによつて著しく不当なことが起きるようなことはならないものと、考へておられるのでございます。

○佐久間委員長代理 本日はこの程度にとどめ、次会は明三日午前十時より開會することといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時九分散会

昭和二十七年四月十日印刷

昭和二十七年四月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所